

平成17年6月23日

株 主 各 位

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 作田久男

第68期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第68期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 1. 第68期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで) 営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書の報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第68期 (平成16年4月1日から平成17年3月31日まで) 貸借対照表および損益計算書報告の件

上記計算書類の内容に関する事項を報告いたしました。
(招集通知の添付書類としての営業報告書および連結計算書類等を内容とする「第68期報告書」をご参考までに同封いたしますのでご覧ください。
なお、単元株保有の株主さまには「第68期定時株主総会招集ご通知」とともに既に送付いたしております。)

決 議 事 項

第1号議案

第68期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
(利益配当金は、1株につき14円)

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載する。</u>	(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載して行う。</u>

旧 定 款	新 定 款
(転換社債の転換の時期)	< 削 除 >
第 43 条 転換社債の転換により発行する株式に対する最初の株主配当金および中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなし、これを支払う。	< 削 除 >
(附 則)	< 削 除 >
第 3 2 条 第 1 項の規定にかかわらず、平成14年4月1日に始まる決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。 第 8 条の規定ならびに第 9 条および第 1 0 条の変更は、平成 1 6 年 7 月 1 日より効力を生ずるものとする。	< 削 除 >

- 第 3 号議案 自己株式取得の件
本件は、原案どおり商法第210条の規定にもとづき、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式400万株、取得価額の総額100億円を限度として取得することにつき承認可決されました。
- 第 4 号議案 取締役 7 名選任の件
本件は、原案どおり取締役に立石義雄、作田久男、明致親吾、立石忠雄、井上礼之の各氏が再選され、山下牧氏および北城格太郎氏が新たに選任され、就任いたしました。
- 第 5 号議案 監査役 2 名選任の件
本件は、原案どおり監査役に尾迫勉氏および千森秀郎氏が再選され、就任いたしました。
- 第 6 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
本件は、原案どおり当社取締役の経営意欲および当社執行役員の業務遂行意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大をはかり、株主価値の高揚に資するため、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定にもとづき、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行することにつき、承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

口座振込をご指定の方は、同封の「配当金振込先のご確認について」により、ご指定口座をご確認ください。

口座振込をご指定でない方は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡しの期間（平成17年6月24日から平成17年7月29日まで）内に最寄りの郵便局でお受取りください。

以 上

決算公告について

貸借対照表および損益計算書を、決算公告に代えて、当社ホームページに掲載しておりますのでお知らせいたします。

当社ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.omron.co.jp/ir/kabunushi/kessan.html>

以 上